

和宮降嫁と美濃の宿駅

名和正浩

The Marriage of the Imperial Princess Kazunomiya and the Relays Connected with her Marriage

Masahiro NAWA

1. はじめに

安政5年(1858)6月19日、大老井伊直弼は日米修好通商条約に調印し開国にふみきった。勅許をまたず専断した井伊直弼に対し尊攘派の反対運動はにわかに激化した。これに対して井伊直弼は尊攘派100余名に弾圧を加えた(安政の大獄)。これに反撥した水戸・薩摩の浪士によって殺害され幕府の威信は失墜した(桜田門外の変)。

井伊直弼の死後、幕閣は幕府権威の持続に腐心し、先ず公武合体による政局安定を図らんとした。万延元年(1860)4月、幕府は老中連署をもって将軍家茂の内室として和宮の降嫁を請願した。

和宮は仁孝天皇の第8皇女で親子内親王という。幕府の請願に対して孝明天皇は、和宮は既に有栖川宮と内約がある・皇女の徳川家降嫁の前例がない・政情が不安定であるなどの理由で容易に許しなかった。

幕府の度重なる請願に対して岩倉具視が「我国は近き将来に於て必ず政権を皇室に収めなければならぬ。然し今にわかに之を徳川氏の手より奪うことは不可能で、先ず与奪の策を以て幕府に対すべきである。此度の幕府の懇願は、むしろ此大策を行うに頗る好都合である(略)今私情を御忍びあつて皇妹の御降嫁を勅允あらばやがて、皇威快復の基礎ともなるべく宮御一身の進退は、実は国家百年の長計を決するものである」と朝権回復の政略として、聴許すべきと建白した。

万延元年10月、漸く勅許があり、11月これを公表、和宮の下向は文久元年(1861)と決定した。

和宮の通行に関する史料は、幕末であり、通行の規模も桁はずれのものであったので、各宿場、各村方文書として多く残されているが、前代未聞という諸記録が散見するようにこの通行は後々までいろいろな問題を残した。

本稿では、美濃中山道下向のありさまを準備・通過・後始末に分けて報告する。

2. 準備

万延元庚申十一月朔日殿中御沙汰書

一 当今御妹 和宮御方御縁組御弘メ被仰出、御下向之儀ハ可為
来春旨被 仰出之 (以下略)

皇女和宮の降嫁は、公武合体によって、幕府は威信の回復を、朝廷は幕府に対する発言力の強化を図ろうという思わくの絡みから実現したものである。

「文久元年二月降嫁」が広く世間に知れると、特に尊攘派の中には反対が強く、道

和宮様御下向ニ付下調帳(不破幹雄氏蔵)

中で和宮奪回の計画もあるという噂も起った。これに対して幕府は、「東海道諸川満水にて、御旅行困難なこと、水戸浪士の横行甚しきため、人心穏かならず」という理由のもとに下向の延期を出願し、改めて東海道下向を中山道に変更する様願い出た。

文久元年9月、和宮の発輿を10月20日と決定した。幕府は通行準備に関し、京都より中山道・美

和宮様当春御下向たるへき旨先達而被仰出候処、東海道筋荒所等も多く御通行御差支ニ付、中山道江御達替被仰出、御下向之義暫御差延仰出候、猶頃合之義者追々可被仰出候、右之趣向々江可被達候

和宮様御下向ニ付下調帳（不破幹雄氏藏）

という厳しいものであった。また各宿々に対して、軒別書と家数人別書を差出す様触れ書が出された。

濃路・東海道に対して布告を発し、通行警備を命令、嚴重な手配をした。

加納藩においては「今般和宮様御通輿前後三日、都合七日間共、街道へ横切り、之ノ往来留切枝道・間道・作道共竹木ノ内モ矢来結切等之儀（略）」という触れ書を出した。行列の前後1週間は通行する道筋の脇道などはすべて締切る

御触書之写
 此度 御下向ニ付為御用中仙道罷下り候ニ付、宿、并間之宿共軒別書、別紙手本之通振合相調被相認、式枚ツ、支配通行之節可差出候事
 三月廿九日
 松平備後守

京之方	口口口口 口口口口
方之江	口口口口 口口口口

宿、并間之宿軒別書差出申渡（藤井嘉三氏藏）



下	大 七内 兼 宿 所	大 七内 兼 宿 所
下	大 四内 兼 宿 所	大 四内 兼 宿 所
下	大 四内 兼 宿 所	大 四内 兼 宿 所
下	大 四内 兼 宿 所	大 四内 兼 宿 所

下	六畳一間 庭六枚一間 へり四枚一間 板八枚一間 清右衛門 武拾八坪 家内六人 土七坪
作道	一里塚
下	五段男 （合通し其外置所） 八畳一間 庭六枚一間 次郎左衛門 へり六枚一間 板八畳一間 家内四人 武拾八坪 土八坪

関ヶ原宿内軒別坪数書上帳（関ヶ原歴史民俗資料館藏）

和宮の輿を警衛するのに12藩、沿道を警固するのに99藩が命ぜられた。中山道美濃国分に関しては行列の警衛は、近江愛知川より赤坂まで彦根藩主井伊掃部頭、赤坂より鶴沼まで大垣藩主戸田采女正、鶴沼以东は尾張藩主徳川義親であった。又、沿道警固は垂井まで郡山藩主松平時之助、垂井より美江寺までが戸田采女正、美江寺より鶴沼までが加納藩主永井肥前守が、鶴沼以东は苗木、岩村藩が分担した。

大垣藩では警衛・警固の全権を家老戸田権之助に命じ、9月10日警固方を次のように仰付けた。休泊宿である垂井、赤坂、美江寺の各宿場内外の番所勤番として、

家老並1騎、平士組頭1騎、物頭1騎、使番2騎、平士20人、足軽60人、鉄砲50挺、目付2人、長柄奉行1騎、長柄方20人、長柄20本、医師1人であり、又休泊宿（赤坂宿）夜廻りとして、番頭1人、侍8人、徒士3人、足軽10人、鉄砲50挺、長柄50本

が命ぜられ、宿裏を物頭と目付が足軽を引き連れて1時間ごとに廻ることになっていた。また、赤坂宿西端入口に柵門を設け、その柵門内外に番所各1か所を置いた。10月10日に、大垣藩御用人より藩中心得が藩内に出され、また同日道中固心得を出し、担当区間（垂井より美江寺まで）の固場

22か所へ配置する人数・武器の細目を決定した。

一、赤坂宿御旅館の後御立退場の辺へ

御家老 1 騎， 壯士 30 人， 鉄砲 30 挺， 長柄支配 1 人， 足軽 20 人， 長柄 20 本

一、御旅館の左右其外要道五ヶ所へ

組頭 1 騎， 士組 20 人， 鉄砲 20 挺， 長柄支配 1 人， 足軽 20 人， 長柄 20 本

一、右の外十六ヶ所へ

物頭 1 人， 長柄支配 1 人， 足軽 20 人， 鉄砲 10 挺， 長柄 10 本

10月22日， 22か所の固場へそれぞれ配置し， 道中を固めた。

行列の警衛は前衛・後衛の二隊に分け， 前衛は行列より約 2 km 先行， 後衛は行列から後方約 2 km を追隨する。その編成は次の通りであった。

前衛 家老戸田権之助 騎乗。士組 100 人， 物頭 5 人（騎乗）， 弓鉄砲足軽 150 人， 槍 20 人，

物頭 1 人（騎乗）， 鳥毛槍 50 人， 使番 4 人（騎乗）， 目付 3 人（騎乗） 合計 334 人

後衛 家老戸田四郎兵衛 騎乗。士組 50 人， 物頭 3 人（騎乗）， 弓鉄砲足軽 100 人， 槍 20 人，

物頭 1 人（騎乗）， 鳥毛槍 30 人， 物頭 1 人（騎乗） 合計 206 人

この行列警衛隊は， 10月26日午前 6 時に， 赤坂宿に詰めている両家老の下に集合するように手配された。

道中警固が嚴重であり， 7 日間も通行止めをした位であるから街道整備も念入りに行われた。それらの資料として，

今般 和宮様御下向之節， 宿々御道筋之儀， 宿間家別ニ手桶相 差出， 凡三・四日間も間置， 盛砂いたし置， 宿間村々も 同様取計可申事 一、掃除之儀ハ御通兩三日巳前より罷出道直し， 石取除入 念掃除可致事 一、往還間近キ墓原・石塔并不浄所等之儀ハ御通行之御差 支不相成候得ハ取払ニ不及候間， 青葉垣ニテ囲ひ可申 事（略）
--

往還仕様之事 一、往還數砂巾九尺 一、駒寄數砂左右三尺ツツ ニ□メテ杓丈五尺厚サー一寸仕立 一、駒寄歩広右左又ハ立工代 芝植人足手間共一間ニ付き代納一匁二分五厘懸ケ 但シ人足一人ニ付き二間積リ 一、砂盛之儀者平均二十間内一荷ニ付銀二匁四分懸ケ 右之割合ヲ以テ間數増之事。

和宮下向につき触状（上之郷井尻区蔵）

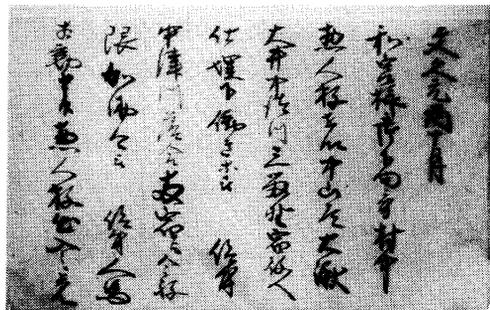
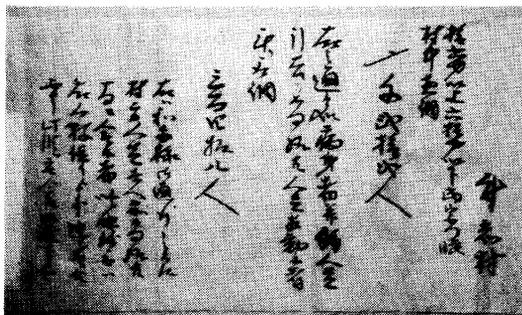
というのが出ている。

和宮の下向は前代未聞の大通行であったから各宿駅には当分助郷が指定された。すなわち和宮通行の際には助郷は定助郷・当分助郷（代助郷・加助郷・増助郷）などすべてが継立に従事したのである。中山道美濃宿駅の定助郷所属村数及助郷高を略記すると

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| ○今須宿 19か村 9603石 | ○関ヶ原宿 12か村 8434石 | ○垂井宿 9か村 9629石 |
| ○赤坂宿 21か村 12441石 | ○美江寺宿 18か村 12299石 | ○河渡宿 19か村 12714石 |
| ○加納宿 11か村 12280石 | ○鶴沼宿 20か村 10549石 | ○太田宿 27か村 11507石 |
| ○伏見宿 24か村 10202石 | ○御嵩宿 19か村 11099石 | ○細久手宿 14か村 10270石 |
| ○大湫宿 18か村 10097石 | ○大井宿 14か村 14206石 | ○中津川宿 13か村 8301石 |

（落合宿は中津川宿と両宿立合勤である）

以上であるが， 定助郷以外の村々が当分助郷を命ぜられたのは 9 月 19 日のことであって， この時は免役は一村もできなかったようである。



和宮様下向ニ付宿方仕理人馬勤出入日記

文久元西十月

和宮様御下向ニ付村中

惣人数を以中山道大湫

大井中徒川三留野宿役人

仕理下働キ等被仰付

中津川落合両宿江今般

限加助郷被仰付人馬

相勤申候惣人数出入之覚

付知村

拾六才以上六拾才以下当宗門帳

村中惣調

メ千式拾式人

右之通候処病身者并弱人足

引去り如何様共人足相勤候者

斗り取調

三百四拾八人

右ハ和宮様御通行之節

村方人足老人前如何様共

間ニ合候者吟味致候テハ

右人数位イより外迎も間ニ合

不申此段取合御達可申上候

事

(田口慶昭氏蔵)

(田口慶昭氏蔵)

付知村（現恵那郡付知町）の場合、中津川・落合両宿への加助郷（当分助郷）を申付けられたが、中津川・落合両宿の当分助郷は次の通りである。

- 美濃国恵那郡付知村 外 40か村
- 尾張国丹羽郡瀬部村 外 82か村
- 越前国今立郡三谷村 外 167か村
- 越前国今立郡清水尻村 外 58か村

助郷高 ×136948石余

美濃国内だけではなく、尾張・越前に及んでいる。大井宿では三河・伊勢・越前にわたっている。また、垂井宿では美濃以外に越前・近江にも命じられた。この範囲内からどのような規定で調達したかを河渡宿間屋山田与六控の「和宮様下向ニ付、三宿人馬繼弘諸向規定之覚帳」によれば、

一、人足寄高凡百石ニ付、十二三人
 一、馬寄高同断ニ付、一疋ヅ、之以積り
 一、馬飼桶 凡五疋一ツヅ、之積り但助郷方心得之事
 一、宿々臨時用人馬四百人二十五疋但一宿繼立之事
 一、助郷人馬支配人之儀者人足二十人ニ一人馬五疋ニ一人ヅ、差出候事（略）

三宿とは赤坂・美江寺・河渡であって、他の宿もほとんど変りがないと考えられる。この規定での中津川・落合の人足は実に17,803人にもなる。このように当分乗郷を仰付けられた村々は、その村を朝出立して中津川宿にその日に着けないところが大部分であった。越前国三谷村外167か村について「最初 御高割頂戴仕 人馬触当仕候得共 御差掛り相成御間合がたき旨等申立

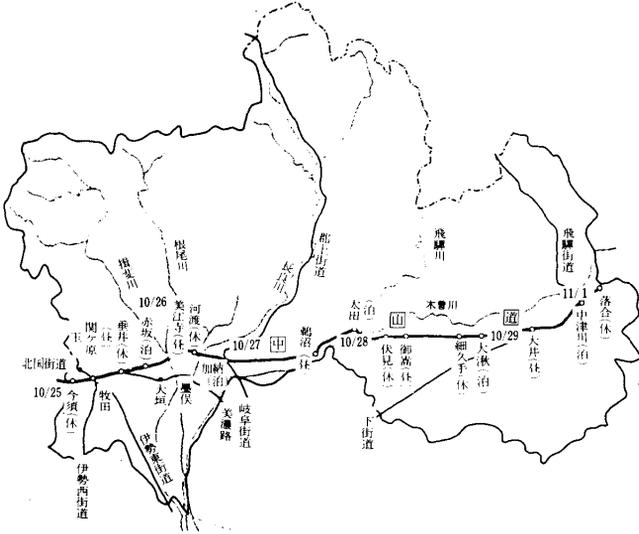
人馬差不出分」とあるように、実際の人足・馬の出勤は間に合わない。そこで宿間屋中としては、その分を雇いあげ持通しや荷物運搬を果した立婦人足の活用、助郷村での一時立替出勤で継立人馬入用を確保した。

3. 通過

和宮下向の日割順路を美濃国分のみ示すと

- 10月20日 京都桂離宮出発——略——
- 10月25日 今須休息——関ヶ原昼食——垂井休息——赤坂休泊
- 10月26日 美江寺昼食——河渡休息——加納休泊
- 10月27日 鶴沼昼食——太田休泊

10月28日 伏見休息——御嵩昼食——細久手休息——大湫休泊
 10月29日 大井昼食——中津川休泊
 11月1日 落合休息——略——
 11月15日 江戸清水御殿へ到着



和宮の行列は予定通り東下した。和宮の通行は7日間であるという説もあるが、これは敷砂や通行準備のため7日間を一般通行止をしたもので、実際は当日と前2日後1日の計4日とみるべきである。行列は、通行の先陣として前々日に、菊亭中納言・八条三位・千種少将・葉室頭斎等が、前日には、廣橋一位・中山大納言・野宮宰相・小倉侍従・幸徳井陰陽介・松室豊後・鴨脚加賀・松尾但馬・松尾伯耆等が、当日は、和宮は唐鹿絲毛車に乗り、従う者は橋本侍従・和宮の生母親行院・宰相典侍・宮女32人・仲居3人・半下5人・中山摂津守・河原伊予守・福井豊

後守・高階筑前守・岡田左兵衛大尉・水谷左衛門少将・平本左衛門権大尉・上田右兵衛大尉・初川右兵衛大尉・御用掛取次2人・御家司2人・御膳番2人・御賄方2人・賄下役3人・吟味役1人・板元1人・煮方19人・衣櫃預4人・祐筆2人・別奉行3人・奉行下役4人・仕丁頭2人・勘定方1人・先払30人・雨具持4人・注進の者5人・御茶弁当率領8人・水汲仕丁6人・山科郷士38人・御輿囃子童子24人等が供奉した。後日は、後詰として坊城中納言・岩倉少将・富小路中務大輔・北小路極藤等が通った。

和宮下向に際し、垂井宿は柏原・今須・関ヶ原宿と合宿して四ヶ宿で人馬の継立を行った。和宮が垂井宿を通ったのは10月25日であるが、多数の供奉者は一日だけでは通れないので、前々日の23日から26日まで前後4日間を要して順次東下したのである。

和宮の行列の日程は24日柏原泊、25日今須休息・関ヶ原昼食・垂井休息・赤坂休泊となっており、垂井宿など合宿4か宿は柏原から赤坂までを継ぎ通したのである。

まず前々日23日の赤坂宿への継立分として

人足 1334人 馬 49疋

外に提灯持や助郷弱人馬又は雨具弁当持等に差添える分として、人足 1695人 馬 20疋

垂井宿寄高として 人足 662人 馬 18疋

関ヶ原宿寄高として 人足 688人 馬 19疋

今須宿寄高として 人足 608人 馬 16疋

尚臨時雇分として 人足 463人

前日、24日の赤坂宿への継立分として

人足 1243人 馬 49疋

外に提灯持や助郷弱人馬又は雨具弁当持等に差添える分として 人足 1661人 馬 26疋

垂井宿寄高として 人足 649人 馬 19疋

関ヶ原宿寄高として 人足 676人 馬 20疋

柏原宿寄高として 人足 597人 馬 18疋

尚臨時雇分として 人足 385人

25日は通行当日である。宿継人馬も一躍激増して赤坂宿への継立分として

人足 6468人 馬 325疋

外に提灯持や助郷弱人馬又は兩具弁当持等に差添える分として 人足 6387人 馬 155疋

垂井宿寄高として 人足 3231人 馬 135疋

関ヶ原宿寄高として 人足 3361人 馬 141疋

今須宿寄高として 人足 2972人 馬 125疋

柏原宿寄高として 人足 2972人 馬 125疋

尚臨時雇分として 人足 1069人

後日、26日の赤坂宿への継立分として

人足 917人 馬 24疋

外に提灯持や助郷弱人馬又は兩具弁当持等に差添える分として 人足 1382人 馬 20疋

垂井宿寄高として 人足 605人 馬 23疋

関ヶ原宿寄高として 人足 629人 馬 23疋

今須宿寄高として 人足 565人 馬 21疋

柏原宿寄高として 人足 552人 馬 21疋

尚臨時雇分として 人足 275人

継立に必要な人馬については前もって道中奉行から前々日1229人・43疋、前日1198人・56疋、当日3699人・96疋、翌日948人・38疋と知らされたが、その数は添人馬を含んでいないため、実際に出動したのは前記のように、総継高人足21033人・馬668疋と多大の数にのぼったのである。

一方、赤坂・美江寺・河渡三宿の赤坂宿へ差立てた総継立は10月24日より27日までの4日間に、人足25798人、馬193疋であった。このうち、美江寺宿の差立ては、24日人足1000人、馬45疋、25日は、人足950人、馬30疋、26日には実に人足4501人、馬89疋、27日には2771人・29疋、その合計9222人・193疋であった。このうち、人足100人ずつを毎日呂久川の手伝人足として差出した。さらにこのほか美江寺宿から河渡宿まで一宿継立として4日間合計1878人、馬7疋を負担している。

道中御取締

- 一、用人足共凡一萬四千人ノ積リ
- 一、馬二千疋馬士二千二人ノ積リ
- 一、人足小屋四千坪但一坪四人詰此ノ焚火四坪一ヶ所
此ノ焚木六千束長サ二尺五寸廻り四尺五寸但一ヶ所
六把ツツ
- 一、馬水飼桶数二百但十疋ニ付キ一個ツツ
- 一、飯米百二十石但一シー人ニ付キ七合五勺ツツ
- 一、敷藁一萬六千枚但一シー人ニ付キ一枚ツツ

(略)

以上宿駅継立人馬の数が示す通り、和宮下向の行列は、中山道交通史上最大のものであった。このことは加納藩取締部の左の予算書を見ても想像することができる。

26日午前8時赤坂宿を出発。出発に先立って大垣藩警衛方は行列の出発を待ち、前衛はおおよそ2km先を後衛はおおよそ2km後を警衛した。警衛方の建方は次の様である。

前衛 指揮 戸田権之助

使足軽——足軽——御先鉄砲頭——足軽——
御先鉄砲頭——長柄方——長柄方奉行——大目

付——同——平士——平士組頭——使番——同——家老並(戸田権之助)——医師——伺役その他
後衛 指揮 戸田四郎兵衛

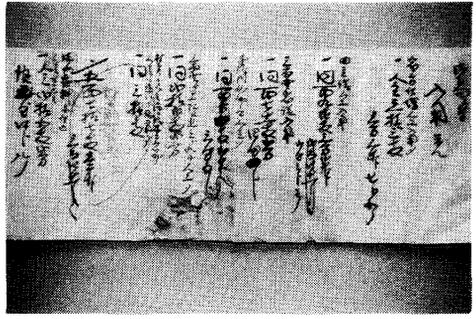
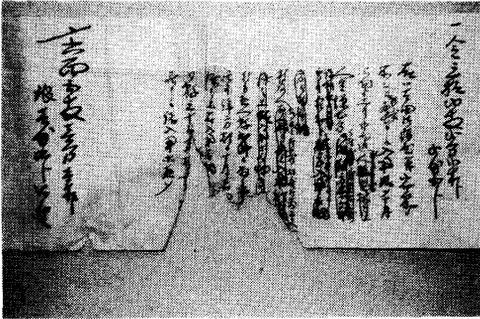
伺役——使足軽——平士——平士組頭——使番——同——家老並(戸田四郎兵衛)——大目付——
同——長柄方——長柄奉行——足軽——御先鉄砲頭——足軽——御先鉄砲頭——医師その他

赤坂宿から加納宿までの継立人足は、およそ12,000人で、京都から供奉の216人と、大垣藩警衛540

人、幕府より若年寄をはじめ約6,000人の迎えと合わせ、約20,000人の大行列であった。

4. 後始末

この和宮下向の為に要した費用は莫大な金額に達した為に美濃の村々は後々まで苦しんだと思われる。付知村における入用は次の様である。



一、金三拾貳両貳分貳厘ト
 右ハ太田御陣屋并宿筋
 所々江数度罷出入候入用始メ十月上
 上旬ヨリ十一月中旬迄
 人数繰出方ニ付
 村役人始メ末々数度相寄且又
 村方惣人数出私候留事
 其外締方都テ十月上旬
 濟之上右入用取調
 日数三十日余
 居申候諸入用等惣メ
 メ六百五兩七分四厘
 銀幣九分四厘

御下向ニ付
 入用覚
 宿方仕理人工入用メ
 一、金三拾三兩三分三厘ト七分五厘
 田立詰人工メ用
 一、同百九十四兩三分貳厘ト
 三留野宿詰入用
 式夕三分壹厘
 一、同百七十一兩貳分四厘四厘
 中津川加助郷人足メ
 一、同百廿四兩貳分貳厘五厘
 三留野ヨリ上松ニ追立られ候人エメ
 一、同貳拾貳兩貳分
 村方ニテ人足当テ木曾筋
 人足之迎い等諸入用メ
 一、同三拾兩
 メ五百七拾七兩壹朱
 三百四拾壹朱
 諸色極料并往迎
 人足賃銀共
 一、金貳拾五兩貳分
 銀三匁四分八厘

(田口慶昭氏蔵)

和宮の降嫁は幕府の命運をかけてのことであった。従ってその下向に際し、あらかじめ幕府は人馬継立その他の手当を支給した。垂井宿は柏原・今須・関ヶ原宿と合宿で人馬継立を行ったから、柏原宿から赤坂宿までを継通したのである。この人馬継立の手当として4宿合せて153両1歩・永166文が支給された。しかし、幕府から支給された費用は、実際に費した経費の一部を補うのにとどまったから、柏原ほか3か宿はそれぞれ1宿当りの費用を算出して助郷村へ割賦して徴収することとした。垂井宿には当分助郷が美濃国内で58か村、越前国で25か村指定された。和宮下向の人馬継立で終了後、早速その経費の計算にとりかかったが、大通行であったからすぐには計算できないので、まず「垂井宿限遣私人馬」の仮割賦を行った。この勘定帳を持参して垂井宿の総代が越前国へ集金に行ったが、越前国は凶作を理由に出金しなかった。そのため翌文久2年正月、人馬遣私取調の役人に訴えたところ、宿へ定助郷・代助郷・当分助郷の惣代が集って相談するよう命じられた。しかし、越前国から惣代が出席せず、逆に村々が困窮しているので助郷負担金を免除されるよう幕府へ嘆願している。

そのため文久2年3月、垂井宿は宿惣代・助郷惣代を出府させ道中奉行所へ訴出た。惣代は2ヶ月間在府して種々嘆願したが、在府中結論が出ず、5月、帰村を命じられる始末であった。

河渡宿では11月に入って幕府へ無利息の拝借金を願い出たところ12月中旬聞き届けられた。

以急廻文得御意候。然者、和宮様御下向之節当年助郷被仰付御継立人馬差出シ相動候ニ付無利足七ヶ年賦拝借金御貸下ケ相成候間、右御渡シ申上度奉存候間、明十六日午後午御苦勞拙者宅迄御出張可被成候。尤御請書可差上旨御沙汰ニ付、御村役人不殘御印判御持参可被成候尚此廻状無御遅滞御順達留リ御村御戻河被下候以上。

十二月十五日

惣代 福島惣兵衛

これは幕府より届けられた無利息の拝借金を分配する為に河渡宿助郷惣代福島惣兵衛から村々に出した廻状である。これに対して

差上申請書之事

一、金六両也

方県郡東改田村

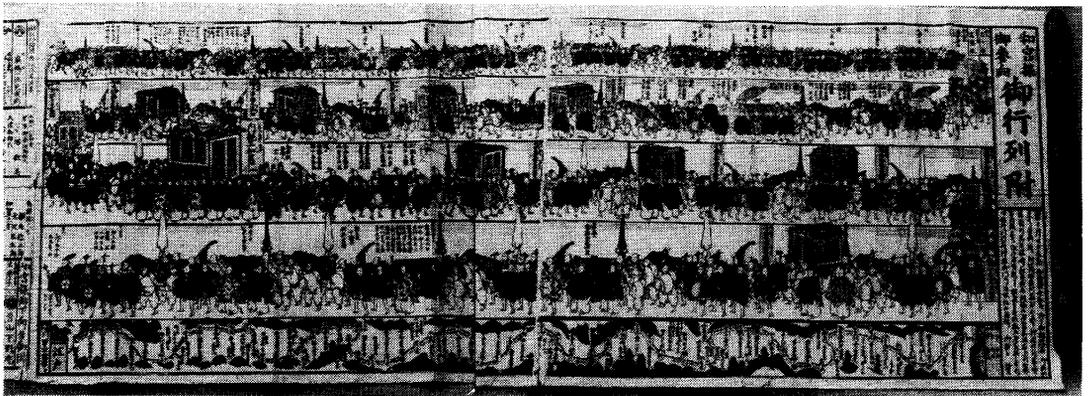
右者和宮様御下向之節道中従り御奉行所様当分河渡宿へ助郷被仰せ付依之御継立人馬差シ相動候ニ付今般御手当トシテ、無利足年賦拝借金御貸渡シ被下難有仕合奉存候書面之通御請仕候然ル上者来戌年ヨリ辰歳迄七ヶ年賦返上納可致旨仰渡承知奉畏候御請書奉 upper 候処仍而如件

文久元酉年十二月

の請書をもって7年間年賦償還という事になった。この無利息貸下金は各村々に平均に貸したものが、あるいは経費の大小を調査して差をつけて貸したものかはっきりしない。美濃国約1600か村とみて平均10両として16,000両になるわけである。

美江寺宿では通行に費した経費は「御下向の節、美江寺宿助郷人馬賄方諸入用書上帳」によると経費総額銀240貫41匁9分3厘という空前のことであった。このうち触当人馬に係る分、銀209貫780匁2分を助郷村負担とし、残額銀30貫261匁7分7厘の諸経費分を美江寺宿負担とした。美江寺宿では所用資金を、通行準備段階で短期資金として250両、精算段階でその年12月に300両、翌2年1月に100両、都合650両を一時借入として賄っているが既往の負債残高1500両余の返済に困窮している上また多大の借財をかかえることになった。

幕府は公武合体政策によって、和宮下向をはかり幕府の建直しを願い、そのため大通行を実施し威信の回復をはかろうとした。しかし、結果は逆で、大きな負担は農村疲弊の原因となり宿駅・助郷制度をはじめ幕府の諸制度をゆきづまらせていった。



和宮行列図 (太田三郎氏蔵)

参考文献

岐阜県史 史料編 近世七

垂井町史 通史編

巢南町史

青木照男「和宮下向と我が郷土」

黒羽兵治郎「近世交通史研究」

関ヶ原町史 史料編二 (宿駅関係)

御嵩町史 史料編

中津川市史 中巻

宮内省編「岩倉公実記 上」